

愛知地方最低賃金審議会 第3回検討小委員会 議事録

日 時 令和6年8月1日(木) 午後1時30分～午後3時10分

場 所 桜華会館本館 2階梅の間

出席者

(公益代表委員) 長谷川委員長、鈴木委員長代理、中山委員

(労働者代表委員) 安藤委員、寺田委員、松村委員

(使用者代表委員) 梶原委員、古閑委員、堀江委員

(事務局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、吉田賃金調査員

議題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

令和6年度愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会開催にあたり、事務局より御案内いたします。本日の検討小委員会は公開となっております。なお、報道機関による取材申込みはありませんでしたので冒頭の撮影はございません。

開催にあたり資料の説明をさせていただきたいと思っております。皆様のお手元に、会議次第に合わせて資料目次No.1からNo.2を配付させていただいております。御確認いただきますようお願いいたします。漏れ等があればお申し出ください。

それでは、以降の議事進行を長谷川委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○長谷川委員長

皆様こんにちは。ただ今より愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会を開催いたします。事務局は委員の出欠状況について報告してください。

○佐藤賃金指導官

それでは事務局より御案内申し上げます。委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員が御出席、労働者代表委員は3名全員が御出席、使用者代表委員は3名全員が御出席となっております。委員定数9名中9名が御出席されましたので、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告申し上げます。

○長谷川委員長

ただ今、事務局より定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告がございました。次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。事務局から配付資料について説明してください。

○平井賃金課長

着座にて失礼いたします。資料の1ページの資料No.1でございます。インデックスをつけてございます。これまでも提示をしております、愛知県の最低賃金の引上げ状況等の推移について、平成26年度から令和5年度までの愛知県最低賃金及び特定最低賃金9業種の時間額等の推移を表しております。

続きまして2ページからですが、資料No.2になります。こちらも前回提示をしておりますが、賃金実態把握のための基礎調査の概要です。

3ページ以降が基礎調査結果をまとめた総括表となります。3ページの資料No.2(1)が全産業についてのものです。13ページからの資料No.2(2)が鉄鋼業の関係についてのものです。23ページからの資料No.2(3)がはん用機械等に関するもので、33ページからの資料No.2(4)が電気機械器具に関するものです。43ページからの資料No.2(5)が輸送用機械器具製造業に関するものです。53ページからの資料No.2(6)が自動車新車小売業に関するものとなっております。

本総括表には左端の賃金額階級別1,027円のところに赤いラインを引いております。鉄鋼業と輸送用機械器具製造業には、特定最低賃金額に青いラインを引いております。

14ページですが資料No.2(2)が鉄鋼業の特定最低賃金1,059円未満の人数は、1,058円の欄の14人、率としては1.1%となります。

43ページの資料No.2(5)輸送用機械器具製造業の特定最低賃金1,028円未満の人数は、1,027円の欄の1,629人、率としては4.7%となります。

また、資料No.2(1)全産業において愛知県最低賃金が1,027円から引上げられた場合と同様、引上げられた金額の一段上の数値が改正後の最低賃金を下回る労働者数の割合となります。

各業種には、総括表(1)「規模別・地域別・年齢別」のデータと、総括表(2)「性別年齢別」のデータの二つをつけてあります。事務局からの説明は以上となります。

○長谷川委員長

ただ今の説明について、労使双方、何か御質問等がございますでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。前回までの審議を整理いたしますと、諮問がありました5業種につきましては、いずれも意見の一致には至っておりません。

これから審議に入りますので、改めて双方から、5業種の改正決定の必要性の有無について御意見を伺いたいと思います。まず、労働者代表委員お願いをいた

します。

○寺田委員

寺田です。よろしくお願いたします。まず、5業種につきましてはこれまで申し上げていたとおり、5業種は必要ありと申し上げさせていただきたいと思えます。

それと、質問がありました「輸送用申出書の組合数が減っている理由」について確認いたしました。理由は二点ありまして、その一点が今年の春闘で、賃上げ交渉が長期化したことによる影響のため協定書の提出数が例年よりも提出が間に合わなかったということ。もう一点はこの業種の適用対象外の方、例えば工場清掃をされている方などの対象外の方を含んだ締結書がありましたので、今回分かる範囲で抜かさせていただいたというのが理由でございます。

後もう一点、前回の質問というか、使側の皆さんからの申出について、見解等を述べさせていただきたいなと思っております。前回この5つの業種にのみ申し入れるのかということ、この産業5つの業種だけ特賃を設定する理由が分からないというところがあったかと思えます。

我々の見解として、述べさせていただいた5つの業種をなぜ申し入れたかということ、まずは基幹産業であるということですので。愛知を担っている、日本を背負っている基幹産業であることです。本来であれば連合の構成組織は38の労働組合で構成されていますので、私たちも全業種を出したいところがございます。しかし特定最賃の制度に当てはまっていないということもありますので、基幹産業の5業種に絞られているということが一つあります。

なぜこの業種だけ特賃を設定するか理由が分からないというところでありましてけれども、先ほどお伝えしたように、全業種を本当は申し出たいところでありましてけれども、特定最賃の制度、愛知の基幹産業を考え5業種に絞り申し出ました。

特定最賃は使側からでも利用できる制度であり、どの産業も申し出できる制度がありますが、我々は申請可能なものから愛知の基幹産業である5業種を選択し、そのすべてが必要だということをお願いさせていただいております。

その理由が分からないというところですが、申請しなかった目線からその理由を教えてとか、特別になっているとかいうところはちょっと違うのではないかという主張が我々の見解であります。

申し出した、申請した側の目線で、何かが理由でこの特賃を設定することは意味がここにはないんじゃないかという話があれば分かるという議論が行われるべきであり、この産業だけ特別に特賃を設定する理由、特別扱いする点につきましては、ちょっと我々が申し出たところの「必要性ありなし」のところの外から見た他の業種から見た目線で、「必要性が無いんじゃないか」というところはちょっと違うのではないか、そういう理由を聞くことがちょっと違うのじゃないかなと思っております。

このように理由とかその内容に対する意見や特定最低賃金の廃止や位置づけなどは本審で議論していくべきではないかと思っております。以上になります。

○長谷川委員長

ありがとうございます。他の委員の方で補足等よろしいですか。

はい、ありがとうございます。それでは、続きまして使用者代表委員の方からお願いいたします。

○梶原委員

今御説明いただきましたけれども、いずれにしましても、私ども使用者側といたしましては、愛知県下でこの業種、色々様々な産業がある中で、この業種が必要であるのか、それは我々なりに判断いくというようなことで考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○長谷川委員長

他の使用者側委員よろしいですか。はい。双方現時点での前回までの意見を表明していただきましたが、この場で補足等がありますか。よろしいですか。

ありがとうございます。ただ今双方から御意見をお伺いいたしました。さらに議論を深めていく必要があるというふうに考えております。従いまして、ここで一旦休会として、個別の打ち合わせを提案いたします。労使この提案いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○長谷川委員長

御賛同が得られたということで、これで一旦休会といたします。

○佐藤賃金指導官

それでは公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、個々の控え室に移動していただきまして、御検討の方をお願いしたいと思います。

また、公益代表委員の方については御調整の方をよろしくお願いしたいと思います。

(一旦休会)

○長谷川委員長

それでは、再開をいたします。

労使双方より改めまして5業種の改正決定の必要性の有無について御意見をお伺いいたします。それぞれ打合せの内容を踏まえまして、労使双方の御意見を表明いただきたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いをいたします。

○松村委員

では、松村の方から。我々、特定最賃ということについてはですね、まず、地域別最賃というのは、すべての産業、すべての労働者の賃金への最低限となるセーフティーネットの役割なり、その必要性は十分理解したうえで、今回5つの業

種の特定期最賃の申入れをさせていただきました。

その理由としては、繰り返しになりますけれども、ものづくり産業が集積しているこの愛知において、中心で働く仲間の中心的となる特定産業の発展、後は公正な競争をしていく役割として、サプライチェーンだとか、労働組合の中小企業、非正規で働く労働者の賃金底上げをして、同一の産業で働く仲間の賃金格差を是正するために、今回この5業種について最低賃金を申入れたということでありますので、我々としては5業種全ての審議の申入れをお願いしておきたいなと思います。以上です。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございました。その他の労働者代表委員の中で、補足あるいは追加したい御意見があればお願いをいたします。

よろしいですか。それでは次に使用者代表委員の意見の表明をお願いいたします。

○梶原委員

労側委員からの、今回5業種出された理由、それから先日の参考人の話、そういったようなお話を伺った結果でございますけれども、私共使用者側といたしましては、製鉄・鉄鋼業それから輸送用機械器具製造業この二つの業種につきましては、今年度の特定期最賃ということで改正の必要性ありというようなことで認めていきたいというふうに考えております。

残りの3業種につきましては、これまでも地賃を下回る金額というようなことでございましたので、この3つの業種につきましては、法律に定めます特定期最賃枠は地賃額を上回る金額を設定するとありますけれども、地賃を上回る額を設定するというような理由は、我々の中ではなかなか認めることは出来ないというようなことで、この3つについては改正の必要性なしというようなことで判断をさせていただきました。以上です。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。ただ今労使双方より打合せ内容を踏まえました意見の表明がありました。これにつきまして双方で何か質問等ございましたらお願いいたします。

はい、労働者代表委員。

○松村委員

はい、松村です。まず、2つの産業ということでは私たちの思いというものも汲んでいただいたというふうには思っていますが、一方で3つの産業で審議なしということで若干理由の方もお話いただいたかなということでもありますけれども、もう少し具体的な理由があればお聞きしたいということと、後もう一つは、先程我々が愛知の産業を発展させたいという思いのお話をさせていただいたと思うのですが、使用者側として、愛知の産業をどの様に考えているのかということか、発展させていきたいのか、少しお伺いさせていただければなと思います。

○長谷川委員長

使用者代表委員、よろしくお願いいたします。二点ありましたが。

○梶原委員

まず、一点目の方ですけれども、この3つの業種はすでにここ数年間地賃を下回っているというようなことで、特定最賃ということの金額を設定するというような役割を終わっているというように判断していることが一つ。

それから、この業種に対する必要性がありという主張の中には、最低賃金を引上げることによって、優秀な人材を集めるというようなことも理由に挙げられていたと思いますけれども、そういった理由につきましては、ここの3つの業種だけではなく、人手不足というのはどこの業種でも同じような現象が起きている中で、特定の業種にだけ、最低賃金という法律の下に、人手不足を解消するような理由をつけるというまでには至らないというふうに考えております。他業種でも同様な理由がありますので、この3業種だけ特別にするというふうな理由にはあたらないというふうに考えております。

この地域の産業発展の件ですけれども、県の発展は確かに仰るとおり我々の愛知県はものづくりというような県ということは、それはもちろん重々承知はしております。承知はしておりますけれども、いわゆるサプライチェーンというようなことで、一つの業種だけではなく、自動車産業にしても、その他の産業にしても、いろんな業種、ここで挙げられている業種だけではなく、様々な業種がどこかで繋がっているというようなところで、そのサプライチェーン全体を発展させることが大事であって、その中の特定業種だけ取り上げてやるというものは、最近の産業構造などを考えますと大分変わってきているのではないかというような認識もございます。

それから、いろんな優秀な人材を集めるというのは当然大事なことなわけですけれども、その点につきましては、賃金だけがその要素、人が会社を選ぶ場合には賃金だけがその要素だけではなく、仕事、どんな仕事をやりたいのか、本人がどういったところにやりがいを求めているのか、休日の問題だとか、福利厚生だとか、いろんなキャリアをどうするのか、いろんな問題・要素が重なって新しい会社について頑張ろうというようなことになりますので、必ずしも最低賃金だけが、人が会社を選ぶ判断基準にはなっていないと考えておりますので、先程申し上げたような判断をしたというようなことです。以上です。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。他の使用者代表委員の方で、今の質問に対する御解答がありましたら、補足、追加ありましたらお願いします。

よろしいですか。

○寺田委員

説明ありがとうございました。今梶原委員からお話がありましたサプライチェーンに関して認識を合わせたいと思いますが、我々の中では自動車業界、鉄鋼

に絡むもの、電気業界というのは、結構サプライチェーンのピラミッドが出来上がっているかなと思っているのですが、先ほど言われたのは、ここが下の方に行くと垣根が変わってきているのではないかということがおっしゃりたいことなのか確認をさせていただきたい点と、後もう一点が、特定最低賃金だけが人を集めるための労働条件の中の一つとして、そこを整備しておいた方がセーフティネットの観点も含めてやっておきたい労働条件の一つとしてその特定最賃を考えている、ということをお伝えしておきたいなと思います。

○長谷川委員長

よろしいですか。

○寺田委員

全体がこうなっているということが言いたい。サプライチェーンの定義が下の方ではもう垣根を超えているよということをおっしゃりたい。

○梶原委員

それもありますし、同じ自動車産業の中でも、実際に同じ一つの会社であっても、一つの仕事をやっているわけじゃなくって、いろんな仕事をやっているパターンもありますので、そういった意味でも、垣根がなくなってきているよ、ということが言いたかったことです。

○長谷川委員長

各業種の垣根、さらにその業種の中の仕事、その中にでも無くなってきているのではないか、ということの回答があったという、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

先程双方で意見の表明があり質疑もお話しされましたように、本日の検討小委員会では金額改定の必要性の有無について5業種すべての審議が行われました。

双方の御意見を踏まえますと、「鉄鋼業」及び「輸送用機械器具製造業」については、意見が一致しましたので改正の必要性ありとし、また、「はん用機械器具製造業」、「電気機械器具製造業」及び「自動車（新車）小売業」につきましては意見が一致いたしませんでしたので、改正の必要性なしと整理いたします。

引き続き、本審への報告書の（案）を審議いたしますので、事務局は、報告書（案）を用意してください。報告書（案）をお示しするのに少々時間を頂戴いたします、しばらくお待ちください。

（ 報告書（案）準備 ）

（ 報告書（案）配付 ）

○長谷川委員長

それでは、再開をいたします。事務局から報告書（案）を読み上げてください。

○鈴木主任賃金指導官

それでは報告書（案）を読み上げさせていただきます。

（案）

令和 6 年 8 月 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会
検討小委員会
委員長 長谷川ふき子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 6 年 7 月 4 日愛知地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等 3 回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

以下 2 件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 6 号)

以下 3 件の愛知県の特定最低賃金について、改正決定の必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 4 号)
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 5 号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 9 号)

別紙 2 委員の名簿のお名前は、読み上げは省略させていただきます。以上でございます。

○長谷川委員長

お手元の（案）の書面に記載をされたとおりの報告書（案）としたいと思いますが、ただ今の報告書（案）につきまして何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。労使双方御意見なしということでお伺いをいたしました。ありがとうございます。それではこの（案）の承認をいただきましたので、正本を作成し、当検討小委員会の報告内容として、8月5日開催の本審へ報告することといたします。結審にあたりまして労働基準部長から挨拶があります。

○高橋基準部長

委員の皆様方におかれましては、お暑い中、また御多忙の中、3回にわたる検討小委員会に御出席いただきまして、熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。

おかげさまで本日ここに報告書をまとめるに至ったところでございます。今後につきましては、来週の8月5日に予定されております愛知地方最低賃金審議会の方に舞台を移しまして、そちらのほうで御審議をされるということになっております。

事務局としましては、その最低賃金審議会の御審議の結果を踏まえまして、今後やるべき事項等がございますので、そちらにつきましてはしっかり対応してまいりたいと考えております。どうぞ今後とも引き続きよろしく申し上げます。

3回にわたりどうもありがとうございました。

○長谷川委員長

それでは、議題（2）「その他」に入りますが、労使各側から何かございますでしょうか。

（ 特になし ）

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。特になしということでお伺いをいたしました。それでは、事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

○鈴木主任賃金指導官

事務局より連絡をさせていただきます。本日御審議いただきました報告書は第516回愛知地方最低賃金審議会が、8月5日に開催されますので、そちらに報告をいたします。

当審議会は、8月5日（月）午前10時より、会場は名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室で開催されます。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。労使双方の皆様の御協力によりまして、検討小委員会の報告を無事取りまとめることができ、心からお礼申し上げます。非常に熱心に打ち合わせをしていただきまして、その状況を表明していただきまして議論が深まったというふうに考えております。

以上をもちまして、第3回検討小委員会を閉会といたします。本日はお疲れ様でした。

(令和6年8月1日)愛知地方最低賃金審議会第3回検討小委員会 議事録